

## 神奈川県監査委員公表第 19 号

### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

#### 1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 3 月 29 日（神奈川県公報号外第 29 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した要改善事項が認められた 1 箇所に係る 1 事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

##### (1) 保健福祉局

本庁機関で認められた要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
生活衛生部 環境衛生課	平成28年 3 月 7 日（平成28 年 1 月26日職 員調査）	（ 要改善事項 ） 「団体に交付している補助金の運用方法に関する件」 県が公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に対し交付している生活衛生営業振興事業費補助金のうち、指導センターが県内の生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に対し補助している広報等啓発事業費において、消費者の利益に直接結び付かない経費についても補助対象としていた。 (以下省略)	要改善事項については、広報等啓発事業費において、消費者の利益に直接結び付かない経費についても補助対象としていた点を見直し、平成28年 4 月22日に公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センターに通知し、指導を行った。